

「KIYO Challenge Gate」

募集要領

【お問い合わせ先】

＜事務局＞

株式会社紀陽銀行 ソリューション戦略部 本業支援推進室

TEL : (072) 221-1263 FAX : (072) 221-1810

【申請書受付締切日】

2026 年 10 月 31 日（土）必着

株式会社 紀陽銀行

1. 趣旨・目的

- ・地域スタートアップ事業者の新事業を支援する目的で紀陽ビジネスコンテスト「KIYO Challenge Gate」（以下、KCG）を実施いたします。
- ・当行は、KCG 事業を通じて、地域のスタートアップ事業者の成長・発展を支援することで、地域産業の発展に貢献していきます。

2. 募集対象者及び募集対象プラン

（１）募集対象者

- ・以下①～③全てに該当する法人または個人
 - ① 和歌山県、大阪府、奈良県にて事業を営んでいる、もしくは営む予定がある
 - ② 新規性や独創性のあるビジネスプランを有している
 - ③ 最終選考会でのプレゼン発表を公開実施することに同意する

（２）募集対象となる事業テーマ

- ・社会や地域の課題を解決し、新たな価値を創造する革新的なビジネスプラン

3. 応募方法

- ・新規性や独創性のあるビジネスプランの主体となる事業者（応募対象者）さまに応募いただきます。
- ・以下 URL よりアクセスし、応募フォームに必要事項を入力の上お申し込みください。

<https://www.kiyobank.co.jp/recommend/kcg2026.html>

- ・なお、応募フォームに必要事項を入力の上、貼付している応募申請書をダウンロードし、Eメールよりお申し込みください。

メール送付先：kiyo.cg@kiyobank.co.jp

4. スケジュール

2026 年 8 月中	募集開始
2026 年 10 月 31 日(土)	募集締切（必着）
2026 年 11 月～	応募申請書による一次（書類）選考
2026 年 12 月上旬(予定)	一次採択結果通知（Eメールにてご連絡差し上げます）
2027 年 1 月下旬(予定)	プレゼンテーションによる最終選考会および表彰式

（※）当行インキュベーション施設「Key Site」（和歌山市）にて開催予定です。

最終選考会および表彰式には評価委員の他、オブザーバーとして Key Site の共創パートナーの関係者等が来場予定で、後日アーカイブ配信を行います。

プレゼンテーション資料は公開可能な内容で作成してください。

なお、採択事業者様については原則、以下の内容を当行ホームページ等で公表します。

（事業者名、住所、事業のテーマおよび概要 等）

5. 評価について

- ・公的機関、民間機関、教育機関の有識者が評価委員会を組織し、応募された事業テーマについて、以下「評価基準」に基づき一次（書類）選考を行います。
- ・一次選考の結果、一定の評価を受けた事業プランについては最終選考として評価委員会に対して事業テーマに関するプレゼンテーションを行い、その評価をもとに事務局が採択します。

・評価基準

評価項目	評価目安（例）
経営チームの力	経営者のビジョン、実行力、チーム構成
市場性・成長性	市場規模、成長ポテンシャル、競合分析
財務健全性（収益力）	資金調達状況、キャッシュフロー、収益予測
SDGs・社会的インパクト	環境・社会への貢献度
革新性	以下、①②いずれかで評価 ①サービス・ビジネスモデル面 潜在ニーズへの着目度、競合との差別化、 デザインの独自性、ブランドストーリーの魅力度 ②技術面 特許、技術的優位性、模倣困難性
実現可能性	以下、①②いずれかで評価 ①サービス・ビジネスモデル面 各種指標（単価・顧客獲得コスト等）の現実性、 市場参入タイミングの適切性、サービスの拡張性 リスクマネジメント ②技術面 実証実験の進捗、応用分野の広さ

6. 採択事業者への賞金支給

- ・評価委員会の評価をもとに、事務局が最優秀賞1社、優秀賞1社、部門賞5社程度を採択いたします。
- ・各賞には、下記の賞金を一括支給します。

最優秀賞	300万円
優秀賞	100万円
部門賞	最大50万円

（※）最優秀賞、優秀賞、部門賞の各賞は「該当なし」となる場合もあります。

7. 採択後の支援について

- ・本事業で採択された事業テーマに対して、3年を目途に以下の支援を行います。

＜支援メニュー（例）＞

- ・Key Site の外部連携機関の紹介
- ・Key Site コワーキングスペースの利用無料（3年間）
- ・ビジネスマッチングプラットフォーム「Kiyo Big Advance」の無料利用権付与（1年間）
- ・当行と連携している産官学各機関との仲介支援
（例）中小企業基盤整備機構近畿本部と連携した支援メニューの実施
（販路拡大支援、マーケット調査等）
- ・提携クラウドファンディング事業者を活用したマーケティング支援 他

8. その他確認事項

- ・ 以下の全ての項目を必ず確認してください。

(1) 応募申請書等の提出書類

- ・ 提出いただきました応募申請書等については返却しかねますので予めご了承ください。

(2) 事業テーマ成果の帰属について

- ・ 本事業を実施することにより取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合でも、当行がその権利を主張することはありません。

(3) 応募申請者の個人情報の取扱いについて

- ・ 本事業の応募に関連して提供された、応募者の個人情報については、本事業の運営にあたり業務上必要と認められる場合を除き、当行以外の第三者への提供を行いません。
- ・ 本事業の応募に関連して提供された個人情報については、当行の個人情報保護方針に則り適切に管理および利用します。また、企業情報については当行が行う商品やサービスの提案のために利用します。

(4) 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

- ・ 申請者は本件の申込みにあたり、次の①のいずれかに該当した場合、①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、評価および支援の中断、研究奨励金の支給停止、またはすでに受領済みの賞金の返還を請求されても異議を申しません。なお、これにより申請者に損害が生じた場合でも当行に損害賠償請求することはせず、いっさい申請者の責任といたします。また、これにより当行に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいただきます。

- ① 申請者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ② 申請者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

以 上